

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
當日は、その翌日)

鳥取県規則第六十七号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県
規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

農村青年経営安定資金の種類	貸付期日
一 果樹部門の經營の安定に要する資金	部門經營開始資金の貸付け
二 農業部門の經營の安定に要する資金	を受けた農業後継者たる農
三 肉用牛(繁殖牛に限る。)部門の經營の 安定に要する資金	村青年が行なう当該資金の 償還の第一回目及び第二回 目の期日
四 養蚕部門の經營の安定に要する資金	
五 花卉(草木類を除く。)部門の經營の安 定に要する資金	
六 肉用牛(繁殖牛を除く。)部門の經營の 安定に要する資金	部門經營開始資金の貸付け を受けた農業後継者たる農
七 養豚(繁殖豚に限る。)部門の經營の安 定に要する資金	村青年が行なう当該資金の 償還の第一回目の期日
八 特用作物部門の經營の安定に要する資金	

規則

(施行期日)

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石破二朗

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日以後に部門
經營開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対して
県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

2 (経過措置) 昭和四〇

昭和四十四年四月一日前に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対して県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給及びこの規則施行の際現に県信連が貸し付けている農村青年経営安定資金に係る利子補給については、なお従前の例による

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

告示

鳥取県告示第六百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事
石破二朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一四五六号	松岡功	昭和四十四年十月六日
鳥国薬第二三一號	岡田香穂子	" 十三日

鳥取県告示第六百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途

廃止した。

鳥取県告示第六百五十九号

鳥取県知

三

右

破

— 5 —

朗

場	所	面 (平方メートル)	用 途
鳥取市徳尾字下山崎一八〇番地先から一七八ノ一番地先まで	鳥取県知事 石破二朗	一五二・〇三	道路敷
一九〇ノ一番地先まで		一二一・二三	"
一七八・九六		九八・八〇	水路敷
水路敷		一四六・九九	"
		四四・八八	"
		四二・七〇	"
		三一・四〇	"
		" "	"

鳥取県告示第六百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石破二朗

面
(平方メートル)
積

鳥取市徳尾字下山崎一八〇番地先から一七八ノ一番地先まで	一九〇・八九
一九〇ノ一番地先まで	一七八・九六
一七八・九六	"

3 県道福部鳥

間 先から立川町五丁一五三番先まで

大型自動車を除用車でらび〇〇分から八時三〇分まで三時三〇分まで

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰蔵

別表第一の一のるを次のように改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月十一日から施行する。

昭和四十四年十一月十一日

場	所	面 (平方メートル)	用 途
鳥取市湖山町字産水上ノ上道一、六一一四ノ三番地先から	鳥取県知事 石破二朗	一〇一・四六	道路敷
一、六四〇番地先まで			

鳥取県告示第六百六十二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石破二朗

面
(平方メートル)

用
途

場	所	面 (平方メートル)	用 途
鳥取市湖山町字産水上ノ上道一、六一一四ノ三番地先から	鳥取県知事 石破二朗	一〇一・四六	道路敷
一、六四〇番地先まで			

別表第十の一中63を64とし、48から62までを1ずつ繰り下げ、47を次の
ように改める。

48 47 卯垣一五三番一先
48 " 二七〇番一一先

丸山商店横
前橋西側三差路